

追加型証券投資信託

(公社債投信(1月号))

約款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

### 1. 基本方針

この投資信託は、公社債への投資により、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

本邦通貨表示の公社債および公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

本邦通貨表示の公社債およびマザーファンドの受益証券を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

#### (3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 有価証券先物取引等の範囲

有価証券先物取引等は、約款第19条の3の範囲で行ないます。

④ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第19条の4の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

毎年1回決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額（元本の額（1万口当たり1万円）の合計額をいいます。）を超過する額の全額を収益分配金に充当いたします。ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

追加型証券投資信託  
(公社債投信(1月号))  
約款

(信託の種類、信託の当事者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受ける。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいう。以下この条において同じ。)を含む。)と信託契約を締結し、これを委託することができる。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとする。

(信託の目的と金額ならびに信託金の限度額)

第2条 委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金100億円を信託し、受託者はこれを引き受ける。

② 委託者は、受託者と合意の上、金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、この場合受託者は書面をもってその受入れを証するものとする。

③ 前項の限度額は、委託者と受託者の合意のうえ、これを変更することができる。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、この契約締結の日から、第37条から第39条までおよび第41条第2項の規定による解約の日までとする。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれるものとする。

(受益権の分割)

第4条 この信託の受益権は、信託のつどこれを均等に分割するものとし、当初の信託金については100億口とする。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第5条 追加信託は、毎年第27条の計算期末日の翌営業日に限り行なうことができるものとし、追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額の整数倍でなければならない。

② 追加信託金の受益権の口数は、前項の倍数と同じ数とする。

③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」という。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいう。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第6条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはない。

(当初の受益権)

第7条 この信託の信託契約締結当初および追加信託当初の受益権は、委託者の指定するものに帰属する。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第8条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」という。以下同じ。)の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」という。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」という。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替

受益権」という。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しない。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとする。
- ③ 委託者は、第4条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとする。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行なう。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含む。)を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請する。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとする。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以後に到来する計算期間の末日にかかる収益金交付票を含む。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となる。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいう。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいう。)

(以下総称して「指定販売会社」という。)に当該申請の手続を委任することができる。

#### (受益権の設定にかかる受託者の通知)

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行なう。

#### (受益権の募集単位および価額)

第10条 委託者は、第4条の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1,000円以上1円単位または1,000口以上1口単位をもって、当該受益権の取得の申込みに応じるものとする。なお、この場合においては、第31条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みおよび委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金または一部解約金をもってするこの信託にかかる受益権の取得の申込みに限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応じることができる。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込みにかかる受益権について、第31条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことを申し出たときは、1万円単位または1万口単位をもって、当該受益権の取得の申込みに応じるものとする。

- ② 委託者は、指定販売会社に受益権の募集を取り扱わせるものとする。
- ③ 前項の受益権の募集は、1万円単位または1万口単位として指定販売会社が定める単位とする。ただし、指定販売会社の定める積立投資約款、勤労者財産形成貯蓄(積立投資)約款、勤労者財産形成年金貯蓄約款または勤労者財産形成住宅貯蓄約款に従って契約(以下「別に定める契約」という。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じができる。
- ④ 第4条の規定により分割される受益権の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれる。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいう。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができる。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とする。

第11条 (削除)

第12条 (削除)

#### (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が

記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとする。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとする。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含む。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとする。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができる。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができない。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」という。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に投資することを指図する。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除く。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものに限る。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいう。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限る。）
10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいう。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」という。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含む。）により運用することを指図することができる。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができる。

(受託者の自己または利害関係人との取引)

第19条の1の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信

託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいう。以下この条および第21条の3において同じ。）、第21条の3第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができる。

- ② 前項の取扱いは、第19条の3から第19条の6まで、第19条の8、第20条から第21条の2までにおける委託者の指図による取引についても同様とする。

(運用の基本方針)

第19条の2 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行なう。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第19条の3 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいう。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいう。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいう。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいう。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができる。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとする（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」という。）の時価総額の範囲内とする。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とする。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができる。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」という。）、預金その他の資産をいう。以下同じ。）の時価総額の範囲内とする。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とする。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができる。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」という。）の時価総額の範囲内とする。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号

から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」という。）の範囲内とする。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とする。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第19条の4 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」という。）を行なうことの指図をすることができる。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとする。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではないものとする。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」という。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとする。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとする。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいう。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとする。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとする。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第19条の4の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第19条の5 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付けることの指図をすることができる。

- ② 前項の公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとする。
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとする。
- ④ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとする。

（現金担保付債券貸借取引）

第19条の6 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、現金担保付債券貸借取引の指図をすることができる。

- ② 前項の指図は、貸借取引の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とする。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとする。

④ 第1項の貸借取引の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとする。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条の7 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがある。

(外国為替予約の指図)

第19条の8 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができる。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条の9 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算する。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算する。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の10 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができる。

(再投資の指図)

第21条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができる。

(資金の借入れ)

第21条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含む。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）の指図をすることができる。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとする。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とする。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととする。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とする。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁するものとする。

(信託業務の委託等)

第21条の3 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含む。）を委託先として選定する。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとする。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限る。）を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含む。）に委託することができるものとする。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条の4 (削除)

(混藏寄託)

第21条の5 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混藏寄託できるものとする。

第21条の6 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとする。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがある。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとする。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとする。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがある。
- ④ 動産（金銭を除く。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがある。

(損益の帰属)

第23条 委託者の指図に基づく行為により、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属するものとする。

(借替における受託者の資金立替)

第24条 信託財産に属する有価証券に関し借替があった場合において委託者の申し出があるときには、受託者は資金の立替をすることができる。この場合における立替金の決済および利息については、委託者と協議の上、別にこれを定めるものとする。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第25条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁する。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁するものとする。

(信託報酬の総額)

第26条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第1号の額に第2号の額を加算した額以内の額とする。

1. 第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額（元本の額（1万口当たり1万円とする。以下同じ。）の合計額をいう。）に年10,000分の50の率を乗じて得た額以内の額（以下「基準報酬」という。）
  2. 一部解約にかかる受益権口数に関して解約申込日の基準価額が元本額を超過する額および毎決算日の基準報酬計上後で収益分配前の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額ならびに償還日の基準報酬計上後の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額に対して14%の率を乗じて得た額以内の額（以下「実績報酬」という。）。ただし、実績報酬の上限は、信託財産の元本総額（一部解約の場合は当該受益権の元本額）に対して年10,000分の20.7の率を乗じて得た額とする。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定める。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年1月20日から翌年1月19日までとする。ただし、第1計算期間は、1961年1月31日から1962年1月19日までとする。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」という。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとする。

（信託財産に関する報告）

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出する。

（収益の分配）

第29条 每計算期間の末日における収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本総額を超過する額は、その全額を収益分配金として計上する。

（信託終了時における受託者の資金立替）

第30条 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出する。

② 信託期間終了日までに金額の確定せる未収入金があるときには、受託者がこれを立て替え、信託財産に組み入れることができる。この場合における立替金の決済および利息については、委託者と協議の上、別にこれを定めるものとする。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第30条の2 委託者は、追加信託においては、追加信託金と追加信託にかかる元本の額との差額を追加信託差損金として計上する。

② 委託者は、信託の一部解約においては、一部解約にかかる元本の額と一部解約にかかる個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上する。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払）

第31条 収益分配金は、毎計算期間終了後、10日以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除く。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とする。）に支払う。ただし、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が指定販売会社に支払われる。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとする。当該取得申込により増加した受益権は、第8条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録される。なお、2007年1月4日以降においても、第34条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益金交付票と引き換えに受益者に支払う。

② 委託者は、前項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことを、あらかじめ、申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除く。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとする。なお、この場合における1口当たりの取得価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とする。

③ 償還金は、信託期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除く。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とする。）に支払う。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれる。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払う。

④ 第36条第2項の規定による一部解約の金額（以下「一部解約金」という。）は、受益者の請求を受け付けた日から起算して原則として4営業日目から受益者に支払う。

⑤ 前各項の支払は、指定販売会社の営業所等において行なうものとする。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払については、委託者において行なうものとする。

### 第31条の2 (削除)

#### (支払に関する受託者の免責)

第32条 受託者は、収益分配金および償還金については第31条第1項、第2項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第31条第4項に規定する支払日に、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込む。受託者はこれにより、受益者に対し収益分配金、償還金および一部解約金を支払う責に任じないものとする。

### 第33条 (削除)

#### (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が収益分配金について第31条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、ならびに第37条から第39条までおよび第41条第2項に規定する信託契約解約による償還金については、第31条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者より受領した金銭は、委託者に帰属するものとする。

#### (受益権の買取り)

第35条 受益者は、指定販売会社に、受益権の買取りを請求することができる。

② 指定販売会社は、前項の請求があった場合には、その買取りの申込みを受け付けた日の基準価額から第26条第1項に規定する実績報酬および当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額ならびに第36条第3項に規定する手数料と同額の手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を控除した価額をもって、受益権を買取るものとする。

③ 2007年1月4日以降、受益者が買取請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとする。ただし、2007年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる買取請求で、2007年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとする。

④ 指定販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前項による買取りを中止することがある。

⑤ なお、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できる。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして、第2項の規定により計算された価額とする。

⑥ 受益権の買取りは、1口単位または1万口単位として指定販売会社が定める単位とする。ただし、別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とすることができる。

#### (信託契約の一部解約)

第36条 受益者（前条の指定販売会社を含む。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位または1万口単位として指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができる。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことを、あらかじめ、申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権を除く。）、別に定める契約にかかる受益権ならびに指定販売会社に帰属する受益権については、1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができる。

② 委託者は、前項の請求を受け付けた場合は、信託の一部を解約する。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該一部解約にかかる第26条第1項に規定する実績報酬を控除した価額とする。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれる。

③ 委託者は、受益者が第1項の一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から、当該一部解約にかかる受益権の取得日に応じて、次に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴するものとする。

1. 受益者が1962年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合

… 1万口につき25円

2. 受益者が1962年4月21日以降2001年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合  
… 1万口につき100円
3. 受益者が2001年3月22日以降2002年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合  
… 1万口につき25円
4. 受益者が2002年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合  
… 1万口につき100円以内

ただし、委託者は、委託者または指定販売会社にやむを得ない事情があるとき（指定販売会社の場合は、委託者に申し出た場合に限る。）は、手数料を徴収しないことができる。

- ④ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとする。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとする。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受付けを中止することがある。
- ⑥ なお、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できる。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該基準価額から第3項に規定する手数料を控除した価額とする。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第36条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われる。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができる。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとする。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付するものとする。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわないものとする。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとする。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしないものとする。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付するものとする。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわないものとする。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しないものとする。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させるものとする。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、第41条の2の規定に従うものとする。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条の2第4項に該当する場合を除き、

当該投資信託委託会社と受託者との間において存続するものとする。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがある。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがある。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができる。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができる。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第41条の2の規定に従い、新受託者を選任するものとする。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させる。

(信託約款の変更)

第41条の2 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとする。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとする。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付するものとする。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわないものとする。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとする。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしないものとする。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付するものとする。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわないものとする。

(反対者の買取請求権)

第41条の3 第37条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第37条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができるものとする。

(運用状況にかかる情報の提供)

第41条の4 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第42条 委託者の受益者に対してなす公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載する。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

② 2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載する。

(付 則)

第1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとする。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとする。

第2条 第30条の2第2項に規定する「個別元本」は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額（2002年3月31日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については1万口当たり1

万円）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとする。

第3条 2006年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条（受益証券の種類）から第18条（受益証券再交付の費用）、第31条の2、第33条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとする。

1961年 1月31日（信託契約締結日）

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社